

第 111 号議案から  
第 112 号議案まで 令和 6 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算

令和 6 年 9 月  
第 7 回 福岡県議会定例会議案 その1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
111	令和6年度福岡県一般会計補正予算（第1号）……………	1
112	令和6年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）……………	11



# 一 般 会 計



## 第 111 号議案

### 令和 6 年度福岡県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,534,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,142,595,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

#### （繰越明許費）

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表繰越明許費」による。

令和6年9月5日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		5,353,958	35,840	5,389,798
	2 負担金	5,303,457	35,840	5,339,297
9 国庫支出金		201,692,362	3,962,504	205,654,866
	2 国庫補助金	98,262,724	3,962,504	102,225,228
12 繰入金		57,109,985	76,673	57,186,658
	2 基金繰入金	53,794,666	76,673	53,871,339
13 繰越金		1	2,362,076	2,362,077
	1 繰越金	1	2,362,076	2,362,077
14 諸収入		284,422,613	247,380	284,669,993
	4 受託事業収入	3,116,108	247,380	3,363,488
15 県債		162,225,200	3,850,000	166,075,200
	1 県債	162,225,200	3,850,000	166,075,200

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>2,132,060,720</b>	<b>10,534,473</b>	<b>2,142,595,193</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,993,926	20,733	3,014,659
	1 議会費	2,993,926	20,733	3,014,659
2 総務費		60,720,717	1,875,255	62,595,972
	5 選挙費	111,967	1,848,514	1,960,481
	6 防災費	1,304,098	26,741	1,330,839
5 生活労働費		190,634,794	10,266	190,645,060
	1 県民生活費	7,060,236	10,266	7,070,502
7 商工費		281,708,621	153,346	281,861,967
	3 観光費	3,862,376	153,346	4,015,722
8 県土整備費		139,089,098	8,462,592	147,551,690

	2 道路橋りょう費	59,926,056	7,505,225	67,431,281
	3 河川海岸費	39,883,445	283,080	40,166,525
	4 港湾費	4,540,761	674,287	5,215,048
10 教育費		336,306,880	12,281	336,319,161
	1 教育総務費	41,339,312	12,281	41,351,593
<b>歳出合計</b>		<b>2,132,060,720</b>	<b>10,534,473</b>	<b>2,142,595,193</b>

## 第2表 債務負担行為補正

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
老 朽 校 舎 改 築 費	令和7年度	4,793,076千円	令和7年度から 令和8年度まで	4,793,076千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	16,107,400	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和6年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	16,124,200	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和6年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和7年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
港湾事業費	1,171,100				1,472,000			
道路事業費	32,988,700				36,521,000			
計	162,225,200				166,075,200			

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	5 林業費	県代行林道開設費	120,635
		治山事業費	58,324
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路改良費	1,696,600
		道路改築費	151,600
		橋りょう補修費	505,000
		橋りょう架換費	60,000
	3 河川海岸費	広域河川改修費	802,000
		堰堤改良費	369,000
		河川総合流域防災事業費	702,000
		浸水対策重点地域緊急事業費	480,000
		通常砂防事業費	168,000
		地すべり対策事業費	45,000
	急傾斜地崩壊対策事業費	238,600	

		砂防総合流域防災事業費	89,000
		特定緊急砂防事業費	377,000
		砂防事業費	70,000
		海岸高潮対策事業費	380,000
	4 港湾費	港湾改修事業費	280,000
	5 都市計画費	街路事業費	297,120
		街路関連道路整備事業費	63,360
10 教育費	4 高等学校費	老朽校舎改築費	447,587
	5 特別支援学校費	老朽校舎改築費	479,092
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	令和5年災害土木施設費	60,189



# 特 別 会 計



第 112 号議案

令和 6 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和 6 年 9 月 5 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設 整備運営事業費	1 県営埠頭施設 整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	600,000
		苅田港新松山地区都市再開発用地造成 事業費	2,100,000



